

(様式第2号)

要 点 錄

令和5年4月4日作成

会議の名称	令和4年度第1回島本町立人権文化センター運営委員会		
会議の開催日時	令和5年3月27日(月)午後2時～午後3時		
会議の開催場所	島本町立人権文化センター2階多目的室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・一部不可・不可
事務局(担当課)	人権文化センター	傍聴者数	なし
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	山田委員、林委員、中村委員、山本委員、後藤委員、東田委員、森田委員		
会議の議題	1 令和4年度島本町立人権文化センター事業報告について 2 令和5年度島本町立人権文化センター運営方針(案)及び事業概要(案)について 3 その他		
配付資料	<ul style="list-style-type: none">・レジュメ・令和4年度島本町立人権文化センター事業報告(速報)【資料1】・人権文化センター利用者集計表【資料2】・隣保館説明資料「だれもが安心して幸せに暮らせる地域社会」・令和5年度島本町立人権文化センター運営方針(案)【資料3】・令和5年度島本町立人権文化センター事業概要(案)【資料4】・使用料見直しについて【資料5】・島本町立人権文化センター条例【別添1】・島本町立人権文化センター条例施行規則【別添2】・島本町立人権文化センター運営委員会規則【別添3】・島本町人権啓発施策審議会条例【別添4】		
審議等の内容	別紙のとおり		

令和4年度第1回人権文化センター運営委員会要点録

日 時 令和5年3月27日（月）午後2時から3時
場 所 島本町立人権文化センター 2階多目的室
出席者 山田委員、林委員、山本委員、後藤委員、中村委員、東田委員、森田委員
事務局 矢野所長、前田

事務局

島本町立人権文化センター運営委員会規則第5条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席があるため、会議が成立している旨の報告。

配布資料の確認

案件1 令和4年度島本町立人権文化センター事業報告について

事務局

【資料1】【資料2】に基づき説明。

会長

何か質問等はないか。

委員

コロナの休館から1.4倍になったとあったが、前年度から1.4倍ということか。

事務局

お見込みのとおりで、前年度から1.4倍増となっている。

委員

コロナ前からと比べたらどれくらいか。

事務局

令和3年度については、資料にも記載しているとおり、4月25日から6月20日まで休館していたため、10か月間の利用となり、1か月あたり約817人となる。令和4年度は12月末現在なので9か月の数字で、1か月あたり約1,250人の利用がある。コロナ前の平成30年度と比べると、1か月あたり1,297人。平成29年度は1,285人となっており、ほぼコロナ前の状況に戻りつつある。

委員

部屋の利用について、部屋の空き状況はまだまだ余裕があるのか、それとも埋まっている状態か。

事務局

部屋によるといったところで、集会室や多目的室については、頻繁に空き状況の確認電話がある。また、月初の予約の際にも土曜日は両部屋ともすぐに埋まる傾向にある。

コロナの規制が緩和されつつあるとともに、金土日の利用が増えており、毎年のように金土日の稼働率が上がっている。最初は稼働率が20～30%だったのが今年度は65%以上となっている。

会長

他に何か質問等はないか。無ければ次の案件にいく。

案件2 令和5年度島本町立人権文化センター運営方針（案）及び事業概要（案）について

事務局

案件に移る前に、「だれもが安心して幸せに暮らせる地域社会」と書かれた横書きの資料に沿って隣保館の概要を説明し、【資料3】【資料4】に基づいて案件の説明を行う。

会長

何か意見等はないか。

委員

どれも普段の我々の生活に直結しないので、ピンと来ない。それらがどこに結びついているか。普段このようなことはどこからも聞こえてこない。広報も申し訳ないがそんなに見ることがないので。町内のほかの人も同じだと思う。広報に載せても、それが広報になっているかどうか。自分の気になるところは見るが、そうでないところは見ない。

事務局

人権のつどいや女性相談などは、大体の方が広報を見て、電話で問い合わせを受けることが多い。ふれあい夜店も延べ人数だが、平成30年度は6,400人ほどの参加がある。これに関しては、昔から行っているイベントということもあり、府内各市から来られるという形になった。ここまで規模になると、安全確保も考えていかなければならないほどの過密状況のまま、コロナ禍に入ってしまったので、この後どうするか考えていかなければならない。

委員

ふれあい夜店は形態を変えて実施するということか

事務局

3年間実施しない間に、老朽化で照明器具が使えない業者から連絡があつた。現状では照明器具を新たに業者が用意し、ふれあい夜店のために使うということになっているが、ふれあい夜店のためだけに使う設備を新たに購入することは難しいということや、金銭面からも現状の価格で実施を継続していくことは、申し訳ないが難しい、と業者から申し出があったことから、今の状態では夜間の実施は厳しいと考えている。

会長

3月25日（土）の地域交流フェスタは、ふれあい夜店とは別なのか。

事務局

ふれあい夜店ができなかつたことで、地域交流事業ができていないということになるので、ふれあい夜店とは違う日程で昼間に実施したらどういう形になるか、という試行的な意味合いで実施させていただいた。ふれあい夜店は実行委員会形式で行っており、委員の皆様からご意見をいただいている。例えば、ふれあい夜店であれば9月の第一土曜日であるが、「昼間に実施するのは暑いのではないか、日程を変えたほうがいいのではないか」というような意見がある。ただ、日程を変えると知名度といったところにも関わってくるので、そのような部分を勘案したうえで実際に実施したらどうなるのか、というように、試行的な実施をしたのが3月25日の地域交流フェスタである。それを振り返ったうえで、次年度のふれあい夜店をどうするかということを実行委員会で議論いただこうと考えている。今のところは、9月の第一土曜日の夕方に実施してはどうかという意見が大勢を占めているところである。

委員

広場の水道工事はそれまでに終わるか。

事務局

特に聞いていないので終わると思われる。

委員

センター管理事業の中で、オンライン予約システムがあるが、これはふれあいセンターのように、その場に行かなくても、スマホで人権文化センターのページを選んだら使用したい日の部屋の空き状況が確認でき、予約まで完了できることを目指しているのか。また、部屋の予約が被った場合、抽選になるのか先着順になるのか。

事務局

予約システムの大まかな内容としては、お見込みのとおりである。予約の方法に関して、現在は随時予約の場合は先着順としているが、利用月の2か月前の第一営業日に一斉予約を実施しており、その時に日程が重なった場合は抽選としている。システム導入後は、2か月前の第一営業日の一斉予約を3か月前の最終週に予約期間を設け、翌月第一営業日に予約結果のお知らせをメール等

で行う予定である。

委員

システムは、現在のふれあいセンターのものに追加するという感じか。

事務局

お見込みのとおりである。

委員

便利になれば、利用者が増えたらいいなと思う。

事務局

ワクチン接種や保育所の移転の関係で、ふれあいセンターが使えないということが続いていた。そのようなときに、ふれあいセンターと人権文化センターが並行して確認できるようになっていれば、住民にとって利便性が上がると思われる。また、現状土日の貸し出しは行っているが窓口が開いていないので、例えば土日にサークル活動などで話し合いを行っている中で人権文化センターの貸室状況を確認したくても、確認できないという状況にあるので不便であるが、その点もオンラインであれば改善される。また、人権文化センターの知名度に関しても、どんなイベントを実施しているのか、どんな事業があるのか、ということを知ってもらえる機会にもつながると考えている。

委員

令和5年度事業概要について、いこいの広場は、申込はいらないのか。

事務局

事務局で申し込みの受付を行っているわけではなく、だれがいつ参加してもよいという形で実施している。当日に行っていただいて見学だけでも可能である。事務局にお電話いただければ、各広場で代表者を決めているので、事前に参加を伝えることも可能である。各広場とも、皆さんぜひ参加していただきたいとのことなので、興味がある方にはぜひご参加いただきたい。

会長

他に何か質問等はないか。無ければ次の案件にいく。

案件3 その他（使用料・利用料の見直しについて）

【資料5】に基づき説明。

事務局

町全体の話ではあるが、消費税が上がったが、使用料・利用料に関しては据え置いている状況であり、受益者負担の在り方についてどう考えているのか、という質問がある状況である。担当課等で話し合いを進めてきた結果、使用料・利用料についても検討し直す必要があるのではないか、ということになった。これまででは、各課バラバラで考えていたものを、ある程度考え方の元になるよ

うなものを作ってはどうかというところで話し合いが進んでいる。

現在は課題の整理まで進んでおり、人権文化センターの使用料に関しては、日々のランニングコストに対し収入を比較したうえで使用料と比較し数字を出したところまで進んでいる。ただ、隣保館であるため、福祉的な意味合いで減免をどうするか、ふれあいセンターとは意味合いの違う施設のため、扱いをどうするか、といった細かな話し合いが進められているところである。

手数料については、現行の料金とコストの乖離が激しいものがある。見直し対象としないものも出てきているが、その理由も明確に示す必要があるのではないか。また、年間処理件数が少ないものについては手数料を徴収していないものもあるが、同じ事務でも他自治体なら徴収しているものもある。受益者負担の観点から、件数が少ないから住民全体で負担するか、少ないからこそ使った人だけに負担してもらうか。値下げについても、コスト計算をすると出てくる問題で、コストからどの程度離れたら値下げ、或いは値上げするのか、といった部分がまだ細かい部分について決まっていない状況である。

使用料について、コスト計算は完了しているが、一斉の改正には至っていない。歴史文化資料館は今まで無料だったが、有料で一般開放に至ることになった。ふれあいセンター・町営住宅集会所の使用料に関しても、令和5年9月に条例を改正する予定となっている。人権文化センターの使用料に関しても条例改正を予定している。体育館については、建て替えるのかどうするのかといった検討、町営住宅の駐車場の使用料の値上げは要綱改正で対応するなど、全庁的に使用料として改定が進んでいる状況である。

人権文化センターの変わる部分については、隣の広場は現在無料貸し出しをしているが、有料化し貸し出すことを検討。また、他の部屋についてもピアノの調律代などランニングコストを計算し、100円や200円程度の増になる予定である。以上、来年度中に人権文化センターの使用料が改訂で上がるということをご理解いただきたい。

会長

何か質問等はないか。なにもなければ以上で会議を終了とする。